

## 熊本県健康食生活・食育推進連携会議設置要項

(名称)

第1条 この会議は、熊本県健康食生活・食育推進連携会議（以下「連携会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 熊本県健康食生活・食育推進計画（以下「計画」という。）を推進するうえで重要な課題について協議、検討し、計画の実行を期することを目的とする。

(協議事項)

第3条 連携会議は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び進捗、評価に関すること。
- (2) 健康食生活・食育を効果的に推進するための普及啓発に関すること。
- (3) 健康食生活・食育活動の支援及び協力に関すること。
- (4) その他、健康食生活・食育の推進に必要な活動に関すること。

(組織)

第4条 連携会議は、学識経験者、保健医療福祉関係者、県民を代表する者、教育及び行政関係者等で構成する。

2 構成員の任期は、委嘱された日から当該委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、任期満了前に退任した構成員の後任として選任された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 連携会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、連携会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第6条 連携会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要に応じて、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 連携会議に部会を置く。

- 2 部会は、会長の指示する事項について検討し、その結果を連携会議に報告する。
- 3 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(公開等)

第8条 連携会議は、公開とする。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 連携会議の庶務は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年8月27日から施行する。

この要項は、平成23年7月21日から施行する。

この要項は、平成30年6月7日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。